

伊万里市中小企業DX・GX支援事業費補助金交付要綱

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 市長は、国際的な経済情勢の変化や物価高騰の影響を受けた中小企業者の経営基盤の強化を図るため、省力化、省エネ化、デジタル化、生産能力増強等の生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）又はGX（グリーントランスフォーメーション）に取り組む市内の中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成9年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる規模の法人であって、市内に店舗又は事業所を有し、収益事業を行うものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- (3) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (4) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5項に規定する営業を行う事業者
- (6) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (7) 政治団体

(8) 宗教上の組織又は団体

(9) その他この補助金の交付の目的に照らして適当でないと市長が認める者

2 前項の「これに準ずる規模の法人」とは、事業協同組合、企業組合、協業組合、医療法人その他市長が適当と認める法人であって、その主たる事業の属する業種に応じ、中小企業基本法第2条第1項各号に定める常時使用する従業員数の基準に相当する規模のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、中小企業者が行う省力化、省エネ化、デジタル化、生産能力増強等の生産性向上に向けた事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) DX又はGXの推進に資するITツールの導入を伴う事業

(2) DX又はGXの推進に向けた取組の検討及びその課題の整理等を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体、その他団体から補助金等の交付を受けて実施する事業については、補助の対象としない。

3 事業の実施期間は、補助金の交付の決定をした日の属する年度の4月1日から1月31日までとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額並びに補助金の下限額及び上限額は、次の表のとおりとする。

補助金の額	補助金の下限額及び上限額
補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の2を乗じて得た額 （千円未満の端数は切り捨てる。）	下限額 5万円 上限額 50万円

(交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
 - ア 補助金の額の変更が20パーセント以内の減額の場合（減額により補助金の額が第4条第2項に規定する下限額を下回る場合を除く。）
 - イ 補助対象経費について、新たな区分の経費が生じない場合
 - ウ 補助事業の完了時期を第3条第3項に規定する期間の範囲内において変更する場合
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、市内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下「帳簿等」という。）を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する年度の翌年度から5年間保管し、市長の要求があったときはいつでも閲覧に供することができるようにすること。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）があるときは、第16条第2項に規定する財産処分の制限の期間中、帳簿等に加え、取得財産管理台帳（様式第2号）を整備し、保管しなければならない。
- (7) 取得財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。
- (8) 規則第18条本文の規定により、市長の承認を受けて取得財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させること

があること。

- (9) 規則第8条第1項各号又は規則第16条各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。
- (10) 取得財産のうち、第16条第1項の規定により処分を制限する財産について、同条第2項に規定する財産処分の制限の期間中、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、第5条の規定により提出があった申請書等について、必要な修正を加えることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から20日以内とする。

(補助事業の変更)

第9条 規則第8条第1項に規定する補助事業等変更承認申請書は、様式第4号又は様式第5号のとおりとする。

- 2 規則第8条第3項に規定する補助金等交付変更通知書は、様式第6号のとおりとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による補助事業の遂行状況の報告は、伊万里市中小企業DX・GX支援事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第7号）によるもの

とする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第8号のとおりとし、補助事業の完了の日又は廃止の日から起算して30日以内又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第9号のとおりとする。

(補助金の交付)

第14条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第10号又は様式第11号のとおりとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第17条に規定する補助金等返還命令書は、様式第12号のとおりとする。

2 補助金の返還期限は、補助金の返還を命じた日から20日とする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第18条に規定する市長が指定する財産は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 規則第18条ただし書の規定により財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 規則第18条の規定による財産処分の承認の申請は、伊万里市中小企業DX・GX支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第13号）によるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	内容
ソフトウェア導入費	ソフトウェアの購入又は借用に要する経費 (ソフトウェア購入費、リース料、レンタル料、サービス利用料、設定費等)
ハードウェア導入費	上記ソフトウェアを使用するために必要なハードウェア (パソコン、タブレット等)、ネットワーク機器等の購入費、リース料、レンタル料
委託費	補助事業を実施するために必要なコンサルティング、診断、研修費用、システムの設計又は構築に要する経費
その他	その他市長が必要と認める経費

備考

- 1 補助事業の実施期間に要する経費のみを対象とする。
- 2 補助事業を実施するために締結した契約の期間が補助事業の実施期間を超える場合の補助対象経費については、補助事業の実施期間とそれ以外の期間で按分する等の方式により算定するものとする。